

提供先21～25	
提供先21	独立行政法人日本スポーツ振興センター
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第104項)
②提供先における用途	独立行政法人日本スポーツ振興センター法の災害共済給付の給付金の支払請求の審査に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	当該児童生徒等又はその児童が属する世帯の世帯主
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
提供先22	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第106項)
②提供先における用途	・学資貸与金の貸与又は学資支給金の申請の審査に関する事務 ・学資貸与金又は返還させる学資支給金の返還の期限の猶予の申請の審査に関する事務 ・学資貸与金の回収又は返還させる学資支給金の回収若しくは不正利得の徴収に関する事務
③提供する情報	・生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・学資金申請者の生計を維持する者 ・返還の猶予の申請者 ・学資金の貸与を受けている者又はその保証人若しくは学資支給金返納者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先23</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第108項)
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・当該申請又は届出を行う障害者若しくはその同一世帯員 ・当該申請又は届出に係る障害児の保護者若しくはその保護者の同一世帯員 ・当該申請又は届出を行う障害者若しくは当該申請に係る障害児又はその生計同一者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先24</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第116項)
②提供先における用途	・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給認定、変更及び取消し、職権による支給認定の変更に関する事務 ・子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の届出の審査に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	小学校就学前子ども又はその同一世帯員
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先25</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第120項)
②提供先における用途	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給認定に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	指定難病の患者又は当該患者の生計を維持する者
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先26～30</b>	
<b>提供先26</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第20項)
②提供先における用途	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対象となる身体障害者又はその同一世帯員
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度

<b>提供先27</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第53項)
②提供先における用途	知的障害者福祉法による費用の徴収に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	対象となる知的障害者又はその同一世帯員
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先28</b>	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律第5条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての審査に関する事務
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	保護者等又はその同一世帯員
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先29</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(第21項)
②提供先における用途	未定
③提供する情報	生活保護実施関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <small>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	未定
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度
<b>提供先30</b>	
<b>提供先31～35</b>	
<b>提供先36～40</b>	